

第2回同窓会設立準備委員会を12月5日に開催し、会則等について協議しました。

【第2回同窓会設立準備委員会】

- 1 日 時 平成25年12月5日(木) 18:00～
- 2 場 所 大和公民館
- 3 出席者 7名
- 4 議 事
 - (1) 会則について
 - (2) 今後の予定について
- 5 その他
 - ・会則(案)についてご意見をお聞かせ下さい。意見は、大和中学校あて紙面(手紙、FAXなど)で、また、意見の募集は平成26年1月31日までとしますので、よろしく願います。なお、匿名での意見は受け付けませんので、ご芳名、連絡先を明記願います。

光市立大和中学校同窓会会則(案)

(名称及び事務局)

第1条 本会は、光市立大和中学校同窓会と称する。事務局を同校内におく。

(組織)

第2条 本会は、光市立大和中学校(以下「本校」という)の卒業生をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかり、併せて本校の発展に寄与することを目的とする。

(役員及び任期)

第4条 本会は、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 常任幹事(各小学校区から若干名及びPTA会長)
 - (4) 顧問(現校長、及び会長が推薦する者)
 - (5) 監事 2名
 - (6) 幹事(各学年ごと)
 - (7) 校内幹事(教職員)
- 2 (1)～(3)及び(5)の役員は、会員の中から常任幹事会で推薦し、総会で決定する。
但し、(3)常任幹事のうちPTA会長は本校卒業生の限りではない。
(7)校内幹事は、現校長が決定する。
- 3 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(役員の任務)

第 5条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 常任幹事は、会長、副会長、校内幹事及び顧問で常任幹事会を構成し、会長を助けて会の運営にあたる。
- (4) 監事は、会計、会務などを監査する。
- (5) 幹事は、各学年の連絡等にあたる。
- (6) 校内幹事は、庶務・会計を司る。

(総会)

第 6条 総会は、毎年1回会長が召集する。その際、会務及び会計を報告する。但し、総会が開けない場合は、常任幹事会の決議及び会長の承認をもってこれに代えることができる。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(会計)

第 7条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までの期間とする。

- (1) 本会の経費は、入会金及びその他の収入をもってあてる。入会金は〇〇〇円とする。
- (2) 毎年度の余剰金は、基金として積立てる。基金は必要に応じ常任幹事会の決議により、会長の承認を得てこれを使用することができる。

(会則の変更)

第 8条 本会の会則の変更・改正は総会の決議による。但し、総会が開けぬ場合は常任幹事会の決議及び会長の承認によることができる。

付則

本会則は平成〇〇年〇月〇日から施行する。